白浜町農業委員会議事録

１．開催日時　　令和８年１０月９日（金）午後１時３０分

２．閉会日時　　令和８年１０月９日（金）午後２時１２分

３．開催場所　　富田事務所　２階　会議室

４．出席委員　　１番　小野　真一　　２番　市川　博　　３番　清水　哲治
４番　杉谷　孫司　　５番　南　喜久治　　６番　後呂　豊
７番　尾﨑　義治　　８番　福田　博保　　９番　鈴木　隆文
10番　木戸　孝　　11番　藤原　久惠　　12番　山本　孝一
13番　柏木　彰文　　14番　大平　倫生

５．欠席委員　　なし

６．事 務 局　　局長　冨田　康高　　係長　柳原　克彰　　主査　赤井　志央
主事　前田　大輔　　主事　大仲　絢

７．議事日程　　開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第１１号　農地法第４条の規定による許可について
報告第１２号　農地使用賃貸の合意解約について
議案第４７号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第４８号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について
その他

８.会議の概要

〇〇局長　　皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から 10 月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長　　皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、おりません。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区の推進委員さんに出席いた

だいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。2 番の市川　博委員と 13 番の柏木　彰文委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

〇〇委員　　はい。
〇〇委員

議長　　それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第 11 号　農地法第 4 条の規定による許可について、事務局から報告願います。

〇〇係長　　はい。報告第 11 号　農地法第 4 条の規定による許可についてご報告いたします。令和 8 年 9 月 11 日付けで許可相当の議決をいただきました件につきまして、白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則第 3 条に基づきご報告いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇外 4 筆で、貸駐車場です。9 月 28 日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり 9 月 30 日付けで許可書を交付しています。以上ご報告いたします。

議長　　事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員　　意見なし。

議長　　ご意見ご質問がないようですので、報告第 11 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第 12 号　農地使用貸借の合意解約について、2 件ございますが、一括して事務局より報告願います。

〇〇係長　　はい。報告第 12 号　農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和 8 年 9 月 1 日解約したものです。
　続きまして、議案書の 3 ページをお願いいたします。番号 2。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和 8 年 9 月 1 日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長　　事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員　　意見なし。

議長　　ありがとうございます。意見なしとのことでございますので、報告第 12 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第 47 号　農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。4 件ございますが、3 番につきましては〇〇区の〇〇委員が当事者でございますので、まず、1 番、2 番、4 番につきましてご審議いただきたいと思います。一括して事務局から説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第 47 号　農地法第 3 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 4 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇外 1 筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、遠方に居住しており耕作することが困難であるため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては営農規模拡大のため栽培地を探していたところ、譲渡人から贈与の話があったため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 5 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、高齢であることに加え遠隔地に居住しており維持管理が困難な状況であるため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地を里道敷で挟んだ場所に居住しており、蔬菜を植え付け農業経営を始めたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 7 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は〇〇外 1 筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては高齢により規模縮小を考えたことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては農業経営を拡大したいと考えていたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。1 番、2 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　4番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第47号の1番、2番、4番につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第47号の3番について、ご審議いただきたいと思います。〇〇区の〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇区の〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案書の6ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇外1筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては高齢になり維持管理していくことが困難であるため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地は所有地の隣接であり、農業経営の規模拡張を図るため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。3番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第47号の3番につきましては、申請通り承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇区の〇〇委員、着席した。～

議長　　続きまして、議案第 48 号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。事務局から説明願います。

○○係長　　はい。議案第 48 号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書の 8 ページから 10 ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 10 件、10 筆で、面積は合計○○㎡となっております。また、2 番が賃借権、それ以外が使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになります。続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の 11 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○㎡です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和 8 年 12 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です

続きまして、議案書の 12 ページをお願いします。番号 2。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○㎡です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和 8 年 12 月 1 日から 3 年間の賃借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です

続きまして、議案書の 13 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は○○で、現況地目は畑、面積は○○㎡です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和 8 年 12 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 14 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○㎡です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○です。令和 8 年 12 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の 15 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○㎡です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和 8 年 12 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 16 ページをお願いいたします。番号 6。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○㎡です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和 8 年 12 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 17 ページをお願いいたします。番号 7。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○㎡です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和 8 年 12 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の

新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 18 ページをお願いいたします。番号 8。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 12 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 19 ページをお願いいたします。番号 9。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 12 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 20 ページをお願いいたします。番号 10。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 12 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　2 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　3 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　貸付先は色々なところを借りているかと思うが、管理状況の確認はしていますか。あぜみち周辺で草だらけになっている農地があります。農業経営をするというレベルではないです。

〇〇係長　　その件については本人にお会いしたときに話をしており、一人ではなくグループで手伝い合いながらしていると言っていました。富田事務所によく来られますので、そのような意見があることを伝えたいと思います。

〇〇委員　　事務局で現地を見てきてください。そのうえで必要な指導をしていただきたいです。

〇〇係長　　わかりました。

○○委員　　地区外から耕作に来ている人は、条件の良い農地があれば次々と借りていきますが、今まで借りていた農地はほったらかしになっているように思います。地域に密着していないのであまり顔を合わせることがなく、住んでいる場所も連絡先も知りません。耕作地周辺の人とつながりがないので、ほったらかしになっていても気にしないのではないでしょうか。

○○係長　　事務局でもお会いする機会があれば話をしていきます。また、農地中間管理事業を活用した貸借の場合は農業公社が間に入っておりますので、農業公社を通じて指導していただくこともあります。

○○委員　　今は農業委員会が窓口になっていませんでしたか。

○○係長　　今までＪＡの職員が対応していた貸借の書類作成や印鑑をいただくことについては市町村が窓口になっていますが、契約後の賃料の発生や農地の管理については契約者である農業公社が行う体制になっています。

○○委員　　地元の農業委員会がしっかりと指導していかないと、農業公社では管理できるはずがありません。

○○係長　　連携して取り組んでいるところではありますが、契約の当事者である農業公社が主になって動いていただくのが筋であると考えます。

○○委員　　公社の職員が田辺、西牟婁管内のすべてを分かるはずがないです。

○○委員　　あまり言いすぎると地域の耕作放棄地が増えてしまうのではないでしょうか。農地を借りてくれて草刈をしてくれるだけでもありがたいと思います。

○○委員　　借りてくれるのは良いのですが、ほったらかしにされると手を付けられません。

○○委員　　そのとおりですが、一応は年に数回草刈りをしてくれているところが多いです。もし、手放されて草刈りをしてもらえなくなると、完全に地域へ丸投げになってしまいます。

○○委員　　他の地域の話になりますが、国営パイロットの農地で現況山林のようになっている場所があります。町から所有者へ指導することはできますか。

○○係長　　お願いベースになりますが、農地の管理について文書で指導をしています。

○○委員　　国営パイロットでも立地条件の悪い農地は山林のようになっています。

〇〇係長　　貸借等の要望があれば、特に梅畑の場合は、農業法人等から広い面積を借りたいという話を聞いています。そういった土地をまとめて改植しながら利用するなど相談を受けながら進めているところです。その中で、農地の集約等につきましては農業委員や推進委員の皆さんにも相談させていただきながら進めていきたいと考えています。

議長　　農地を借りて耕作したいという人が現れるのは良いことですが、〇〇委員の言うとおり、借りた農地が耕作放棄地になっているようではいけないので、農地の管理ができている上で規模拡大していただくことや、作らない農地であれば貸借を解消して次に進んでいただくといったことを徹底していただきたいと思います。

〇〇委員　　農地の貸借を進めるときには作物に適した農地を案内しないといけません。誰も引き取り手がなく余っている農地を押し付けるように持たせてしまうと、うまく作付けできずに放置につながります。

〇〇係長　　事務局としては押し付けているのではなく、本人の希望を受けて貸借を進めております。農業者ではないので作物に適している土地かどうかは分からないので、必要に応じて地域の委員さんにもお声掛けさせていただきたいと思います。

議長　　申請者側もしっかりと吟味したうえで判断していただきたいと思います。次に進んでよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

議長　　4 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　5 番から 10 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 48 号に

つきまして、計画の案を承認いたします。

議長　　以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長　　はい。
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～

議長　　他に何かご意見等はございませんか。

全員　　意見なし。

議長　　なければ、次回の委員会につきましては、令和8年11月13日（金）午後1時30分から富田事務所　2階　会議室での開催を予定しております。本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員　　異議なし。

議長　　以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～大平会長は、午後2時14分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長

委　員

委　員

※署名については、原本に行っています。